

第36回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年6月29日(木)午後2時30分から午後3時19分まで

2 開催場所 忠類コミュニティセンター 大ホール

3 出席委員(23名)

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	棚	範貴
	2番	小林	信也
	3番	山下	浩昭
	4番	橋本	浩弥
	5番	西田	利幸
	6番	中村	富士男
	7番	田村	信夫
	8番	高野	英一
	9番	佐藤	雅典
	11番	帰山	茂義
	12番	井田	留吉
	13番	澤邊	佳範
	14番	佐藤	悦啓
	15番	高橋	孝二
	16番	多田	篤
	17番	黒田	龍司
	18番	吉田	正宏
	19番	渡邊	ひろ子
	20番	佐久間	博孝
	21番	湯佐	茂雄
	22番	松本	誠

4 欠席委員 10番 森 勤子

5 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 北海道農業会議第95回総会について
第2号 農地所有適格法人報告書の受理について
第3号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について
第4号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

第1号 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更に係る意見について
第2号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

- 第3号 農用地の買入協議に係る要請について
- 第4号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について
- 第5号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域への編入について
- 第6号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の用途変更について
- 第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 鯨岡 健
 農地振興係長 中山 仁
 忠類支局農地振興係主任 川瀬 康彦

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第36回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。</p> <p>議事録署名委員に2番小林委員、3番山下委員を指名いたします。よろしくお願いたします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、10番森委員から欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「北海道農業会議第95回総会について」を議題といたします。</p>
会長	<p>私の方から報告をさせていただきます。</p> <p>北海道農業会議第95回総会が、6月21日に札幌市において開催され、私が出席いたしましたので、ご報告させていただきます。</p> <p>議案は「令和4年度事業報告並びに収支決算の承認について」の1件で、事業報告は農業委員会相互の連絡調整及び農業委員会に対する支援業務や農地に関する情報の収集、整理及び提供業務など10項目の審議と収支決算について報告され、可決されました。</p> <p>また、お配りしております農地利用の最適化に向けた農業委員会運動推進方針が申し合わせ決議されたところであり、全道の農業委員会が一丸となって、担い手への農地集積や遊休農地の発生・違反転用の防止、地域の声を反映させた農政活動などの内容が示された推進方針となっております。</p> <p>なお、運動の推進期間は、令和5年6月から令和8年5月までの3年間です。</p> <p>資料には、運動の目標や運動の重点事項が記載されておりますので、ご覧いただきご確認をお願いいたします。</p>

	<p>以上で報告とさせていただきます。</p>
議長	<p>次に、報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第2号の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第2号、農地所有適格法人報告書の受理について、XXXXXXXXXX</p> <p>■ほか、計6法人から提出がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>書類等完備されておりましたので、受理いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第2号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。</p>
議長	<p>次に、報告第3号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第3号1番の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第3号、農地等一時転用に係る復元状況の報告について、農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されていることを確認しましたので報告いたします。</p> <p>案件は、議案書1ページの令和4年9月22日に許可をした1件でございます。</p> <p>今月16日に現地調査を行い、農地として復元されていることを確認いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第3号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告第3号を終わります。</p>
議長	<p>次に、報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第4号1番から3番について、説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第4号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、町公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告するものです。</p>

案件は、議案書2ページから3ページの、今月15日及び16日に町公社が利用調整を行った3件であります。

なお、議案書2ページの2件の案件は、すべて保有合理化事業となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

議長

報告第4号1番から3番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

議長

次に、議案第1号「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更に係る意見について」を議題といたします。

議案第1号について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第1号、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更に係る意見について、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、幕別町から意見を求められておりますことから、審議をお願いするものであります。

なお、本基本計画の見直しの内容につきましては、農林課よりご説明いたします。

農林課長

農林課長の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに説明員をご紹介させていただきます。

農政係長の密岡です。

農政係長

よろしく申し上げます。

農林課長

農業委員の皆様方には、日頃から本町の農業振興はもとより、町政全般におかれまして、ご理解とご協力をいただいておりますことに対しまして、この場をお借りして改めてお礼を申し上げます。

議案の説明の前に、私の方からは農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更に至った経過について、簡単にご説明申し上げたいと思います。

お手元に資料1から資料3までをご用意させていただいておりますが、この基本構想に関しましては、市町村が定めることになっておりまして、昭和55年に制定されました農業経営基盤強化促進法に基づいて、北海道が定める基本方針に即したかたちで、概ね5年ごとに、その後の10年間についての計画を定めるものでございます。農業経営の目標をはじめ、営農類型の指標、また、農用地の利用集積に関する目標、農業経営基盤強化促進事業に関する事項などを定めており、本町におきましては、平成6年に基本構想を策定して以降、これまで8回の変更を行っているものでございます。

本日の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法の一部改正法が令和5年4月1日に施行されましたことを踏まえて、北海道が令和5年4月に基本方針を変更したことに伴い、本町においての所要の変更を行うものでございます。

議案につきましては、担当係長から説明を申し上げたいと思いますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

農政係長

それでは、農業経営基盤強化促進基本構想の見直しに係る内容について、資料に基づいてご説明いたします。

まず、はじめに資料1「幕別町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の見直しについて」をご覧ください。

1. 見直し根拠と2. 町基本構想の変更経過と主な変更内容については、先ほど農林課長からご説明したとおりですので、省略させていただきます。

私からは、3. 今回の見直しに係る主な内容について、ご説明いたします。

1つ目は、基盤法の一部改正法の施行に伴う変更でございます。

今般、本基本構想の根拠法である農業経営基盤強化促進法が先ほど説明したとおり改正されまして、市町村が定める基本構想に新たに農業を担う者の確保及び育成について記載することとなりましたことから、北海道や農業改良普及センターなどの関係機関と連携した新規就農者への支援、青年等就農計画の認定などについて記載しようとするものでございます。

また、これまで、地域における農業の中心的な役割を果たす経営体ですとか、当該地域における農業の将来の在り方などを明確化するために策定しておりました人・農地プランが基本構想に位置付けられておりましたが、今般の法改正で人・農地プランが廃止され、新たに地域における農業の将来の在り方はもとより、農用地の効率的かつ総合的な利用について明確化する地域計画が規定されたことを踏まえまして、本基本構想における人・農地プランに関する記載を削除しまして、新たに地域計画を位置付けようとするものでございます。

2つ目は、その他文言等の整理、修正をしようとするものであります。

次に、4. 今後の日程でございますが、今回、審議させていただいております「基本構想(案)」については、根拠法の改正に伴う形式的な修正が主な見直し内容であることに鑑み、農業関係団体などで組織する、ゆとりみらい21推進協議会では協議を行っていない一方で、法の規定に基づいて、6月1日からパブリックコメントといたしまして、町内の農業者ですとか、一般の町民の方々からご意見を募集しており、併せて4つの農業協同組合への意見聴取と、本日、農業委員会においてご意見を求めた後、北海道知事に対する協議を進めていきたいと考えております。

その後、北海道知事の同意が得られた後、決定、公告という予定をしております。

なお、北海道との協議の中で基本構想の文言の修正等を行う場合もあるかと思いますが、簡易な部分の修正については、改めて報告はいたしませんので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、資料2「新旧対照表」をご覧ください。ここからは新旧対照表でご説明いたします。左側が今回見直しさせていただく「基本構想(案)」、右側が現行の記載となります。

まず、2ページをお開きください。

基本構想の構成は、大まかにはこの目次にありますように、第1「農業経営基盤強化の促進に関する目標」から第9「その他」までの9項目で構成しております。

今回の見直しでは、新たに第4「第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項」の追加を予定しております。

次に、18ページをご覧ください。ここからは、大きく変更になった部分や重要なポイントについてのみご説明いたします。

先ほど追加すると申し上げました、第4「第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項」でございます。下線を引いている部分が今回変更を予定している部分でございます。

先ほど概略をご説明したとおり、本町農業の維持・発展に必要な農業を担う人材の確保及び育成に関して、本町が新規就農者等の確保に向けて、国や北海道だけでなく、幕別町農業振興公社と連携しながら、情報提供、受入体制の整備、資金面でのサポートを行っていく旨を記載しようとするものでございます。23ページをご覧ください。

第6「1. 地域計画推進事業に関する事項」であります。

従来記載されておりました利用権の設定については、令和7年度までに策定することが義務付けられております地域計画に基づいて行うこととなりましたことから、地域計画の策定に向けての協議の場の設置方法、具体的には農業者や農業委員である皆様や農業協同組合などの多様な関係者が参画した話合いの実現から、地域計画の策定に当たっての基本的な考え方を記載しようとするものであります。

重要なポイントについては以上でありますので、簡単ではございますが、これで説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長

議案第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。お諮りをいたします。

議案第1号「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更に係る意見について」は異論ないものとする事で異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第1号は異論ないものと回答することに決定いたしました。

ここで説明員退席のため、暫時休憩いたします。

議長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、議案第2号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。

議案第2号1番から8番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。

【議案第2号1番から8番について、議案書をもとに朗読】

1番から8番までの案件につきましては、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。お諮りいたします。
議案第2号1番から8番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号1番から8番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。

議長

次に、議案第3号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。

議案第3号1番から2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第3号、農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申し出があった農地について、道公社による買入れが特に必要と認められるので、同法第16条第1項に基づく要請をすることについて審議を求めます。

【議案第3号1番、2番について、議案書をもとに朗読】

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号1番から2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号1番から2番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について」を議題といたします。

議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第4号、農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について、幕別町農業振興地域整備計画の変更について、幕別町より諮問があったので審議を求めます。

【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】

1番の案件は、農家住宅建設を目的に農用地区域からの除外を求めるものとなっております。除外の要件につきましては、すべて要件を満たしていると考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号1番について、「異論ないもの」とすることで異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号1番は「異論ないもの」と回答することに決定いたしました。

議長 次に、議案第5号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域への編入について」を議題といたします。

議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第5号、農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域への編入について、幕別町農業振興地域整備計画の変更について、幕別町より諮問があったので審議を求めます。

【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号1番について、「異論ないもの」とすることで異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号1番は「異論ないもの」と回答する

ことに決定いたしました。

議長

次に、議案第6号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の用途変更について」を議題といたします。

議案第6号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第6号、農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の用途変更について、幕別町農業振興地域整備計画の変更について、幕別町より諮問があったので審議を求めます。

【議案第6号1番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第6号1番について、「異論ないもの」とすることで異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号1番は「異論ないもの」と回答することに決定いたしました。

議長

次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案第7号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めます。

【議案第7号1番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

22番

22番説明いたします。この案件は平成25年10月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権

の移転については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第7号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第7号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第7号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第7号2番について、議案書をもとに朗読】

2番の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

4番 4番説明いたします。この案件は、平成30年10月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第7号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第7号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第7号3番から5番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第7号3番から5番について、議案書をもとに朗読】

以上、3番から5番までの計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書2ページ下段から3ページ上段までのとおり、同法第18条第3項

の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番 9番説明いたします。これらの案件は、平成30年11月に町公社が利用調整を行ったものであります。それぞれの譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転には問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第7号3番から5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第7号3番から5番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第7号6番から8番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第7号6番から8番について、議案書をもとに朗読】

以上、6番から8番までの計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書3ページ下段から4ページまでのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。これらの案件は、6番が平成30年9月、7番が平成30年10月、8番が令和元年9月に町公社が利用調整を行ったものであります。それぞれの譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転には問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第7号6番から8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第7号6番から8番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次の議案第7号9番につきましては、多田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(16番 多田委員退席)

議長 それでは、議案第7号9番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第7号9番について、議案書をもとに朗読】

9番の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

3番 3番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は多田委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明いたします。
この案件は、今月16日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第7号9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第7号9番は原案のとおり決定いたしました。

(16番 多田委員着席)

議長 次に、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議案第8号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第8号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書1ページに記載されてますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

4番

4番説明いたします。この案件は、今月16日に森委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第8号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第8号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第8号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第8号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

2番

2番説明いたします。この案件は、今月16日に森委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第8号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第8号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第8号3番、4番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第8号3番、4番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書3ページから4ページまでに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 6番説明いたします。これらの案件は、今日16日に森委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第8号3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第8号3番、4番は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案は以上であります。
これをもちまして、第36回農業委員会総会を閉会します。

事務局長 ご起立願います。ご苦勞様でした。